

平成16年 第5回 12月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成16年12月9日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成16年12月9日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第38号議案 平成16年度中間市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 第39号議案 平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
- 日程第 4 第40号議案 平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 第41号議案 平成16年度中間市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 第42号議案 平成16年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 第43号議案 平成16年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)  
(日程第2~日程第7 質疑・委員会付託)
- 日程第 8 第44号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第 9 第45号議案 中間市道路線の変更について
- 日程第10 第46号議案 中間市道路線の認定について  
(日程第8~日程第10 質疑・委員会付託)
- 日程第11 第47号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第12 第48号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について
- 日程第13 第49号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第14 第50号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について
- 日程第15 第51号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減について
- 日程第16 第52号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方

公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害  
補償組合規約の変更について

(日程第11～日程第16 質疑・討論・採決)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(19名)

1番	中家多恵子君	2番	山本 慎悟君
3番	佐々木晴一君	4番	植本 種實君
6番	青木 孝子君	7番	久好 勝利君
8番	杉原 茂雄君	9番	岩崎 三次君
10番	堀田 英雄君	11番	井上 久雄君
12番	湯浅 信弘君	13番	掛田るみ子君
14番	香川 実君	15番	上村 武郎君
16番	岩崎 悟君	17番	佐々木正義君
19番	下川 俊秀君	20番	片岡 誠二君
21番	井上 太一君		

欠席議員(1名)

18番 米満 一彦君

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	大島 忠義君	助役 .....	藤井 紅三君
収入役 .....	中木 陸君	教育長 .....	船津 春美君
総務部長 .....	柴田 芳夫君	市民経済部長 .....	貞末 伸作君
民生部長 .....	是永 勝敏君	建設部長 .....	行徳 幸弘君
教育部長 .....	工藤 輝久君	水道局長 .....	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長 .....	小倉 計輝君
秘書課長 .....	田中 久光君	企画財政課長 .....	牧野 修二君
総務課長 .....	中野 諭君		
明るい街づくり課長 .....			中尾 文夫君

環境保全課長	.....	松本三千人君	經濟振興課長	.....	増田令次郎君
介護保険課長	.....	成富 隆俊君	健康増進課長	.....	中尾三千雄君
管理課長	.....	柙野 広行君	土木課長	.....	山本 正司君
下水道課長	.....	佐藤 満洋君			
消防本部総務課長	.....				一田 健二君

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		



— 一般質問 (平成16年第5回中間市議会定例会)

平成16年12月9日

NO.2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁
中家多恵子	<p><b>中鶴団地の安心安全な環境づくりについて</b>                      県道直方水巻線沿いの中鶴一丁目の自動車騒音を減らす対策                      団地内道路、歩道の整備について                      暴力追放について</p>	市長
	<p><b>中間市土地開発公社長期保有土地について</b>                      長期保有用地(5年以上)が全体の75.1%、保有額9億5千万円、前年比55,412千円の増加です。例えば深坂地区改良という名目で昭和59年取得した山林原野で、取得金額32,214千円が15年度決算によると90,009千円です。                      長期保有土地の取得金額と支払い利息合計、長期保有状況の問題点解決策等を伺う。</p>	
井上久雄	<p><b>中間市の行財政改革について</b></p>	市長



## 議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成16年12月 9日  
第5回中間市議会定例会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
第38号議案	平成16年度中間市一般会計補正予算(第4号)	別 表 1
第39号議案	平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業補正 予算 (第2号)	民 生 経 済
第40号議案	平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正 予算 (第2号)	建 設 水 道
第41号議案	平成16年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第1号)	民 生 経 済
第42号議案	平成16年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	
第43号議案	平成16年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)	建 設 水 道
第44号議案	中間市道路線の廃止について	
第45号議案	中間市道路線の変更について	
第46号議案	中間市道路線の認定について	

別表 1

平成16年度中間市一般会計補正予算(第4号)

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	各委員会
第2条	第2表 地方債	総務文教

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全項	総務文教
2	総務費	全項(1項5目・9目は建設水道、11目の一部は民生経済)	
3	民生費	全項(1項1目・4目の一部は総務文教)	民生経済
4	衛生費	全項	
5	労働費	全項	建設水道
6	農林水産業費	全項	民生経済
7	商工費	全項	
8	土木費	全項	建設水道
9	消防費	全項	総務文教
10	教育費	全項	



午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

#### 日程第1 一般質問

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は、次の2点について質問をいたします。

その第1は、中鶴団地内の安心安全な環境づくりについてでございます。第2に中間市土地開発公社の長期保有土地の問題などについてでございます。

さて、第1の問題の一つは、遠賀川堤防の県道・直方水巻線沿いに住まいのある中鶴一丁目の住民が一日中激しい車による騒音に悩まされておられることです。景色のよい遠賀川沿いについの住みかを求めて来られた方々は、30数年前には想像もしなかった交通量、夜間から早朝にかけての大型車両や特大車両などの通行で、我慢ができる限界を超えておられます。中には引っ越しをされた方も出ている状況です。

しかし、一丁目の皆さんは、ここを今申しましたようについの住みかとして求められたわけですから、引っ越すわけにはまいりません。この関係住民の方が幾度も県土木や市役所の方にもお願いに上がった様子です。

去る12月6日、町内の集会所に市役所環境保全課の職員に出席していただき、被害者皆さんと町内会長さんをはじめとして騒音対策に尽力してほしい旨を申し入れました。お見えになられた職員から報告を既に受けておられることだと存じますので、概略次の内容です。

一つ、住民の被害状況については、被害は深刻な状況であり、このまま騒音対策が放置されれば、重篤な健康被害や各種被害が発生する危険性が高いと思われる。実際に、自費で騒音対策を行うなどの財産上の被害が発生している。騒音にかかわる環境基準について、中間市と県土木事務所が昨年計測した騒音測定の結果、本地域の環境基準は、基準値とほぼ同水準であるが、環境基準の運用について、柔軟な態度を求めるものであると訴えております。

さらには車両等の通行や舗装面の改善についても訴えられました。最高速度、今日では

時速50キロですが、以前のようにせめて時速40キロへの規制にしていただけでないか、夜間の大型車両及び特殊幅の車両の通行規制はできないのか、アスファルト舗装から騒音防止舗装への変更、グリーンベルトの活用や道路現況調査並びに騒音現況調査の実施をお願いしたところでございます。

大島市長、私たちが健康で快適に暮していく上で、生活環境は大切なものです。行政がその先頭に立って住民の環境を解決していただきたいと思いますので、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、団地内の道路や歩道の整備についてでございます。

団地ができて30数年になりました。中鶴団地も30年もたつと側溝のふたの破損なども目立つようになってまいりました。若いときには感じなかった歩道の幅の狭さ、車いすなど考えられない若い団地の中鶴でもありました。高齢化社会を迎えて、市民にとって生活道路の安全が何よりも求められます。市長の見解をお伺いいたします。

1番目の最後に暴力追放について、今から15年前になりますが、平成元年の11月14日未明に私の家は何者かによってガソリンによる放火事件に遭いました。未解決のまま先日時効となりましたが、市民の皆さんに多大な心痛と恐怖を与えました。

また、その1年前は市内の学校の同和推進教員などの集団20人前後が私の家に押しかけ、襲撃とも言える面会の強要事件が3回にわたって起きています。私は、議会制民主主義と言論の自由、民生の安定を最も尊重しなければならない議員である以上、議会や議員活動を暴力で圧殺しようとする卑劣な行為は、何人といえども許すことのできないという立場を貫いて今日まで議員活動を続けてまいりました。

大島市長、本市と市議会は、既に暴力追放を最大の任務の一つとして公に宣言しているだけに、この宣言の精神に基づいて、5万市民にその安全を期する具体的な施策を公表し、市民の不安を取り除くことが最も重要な課題ではないでしょうか、市長の明快な答弁をお願いいたします。

2番目の質問に移ります。中間市の土地開発公社の長期保有土地の保有地状況についてお尋ねいたします。

公社が現在取得している5年以上の塩漬け土地は、全体面積の75.1%で、前年度比では、面積では445平米、金額で5,541万2,000円の増加となっています。また、経過年数では20年もたった、例えば深坂地区改良という目的で買い取ったときは、企画財政課の資料によると平成16年中には買い戻す計画でしたが、公社の決算書によると17年から18年になっております。

そのほかについても、塩漬け土地が計画変更されております。原野、山林が58年に4,603平米で、3,221万4,000円で取得した土地が、今日15年度決算では9,000万9,000円を超えました。長期保有土地の取得金額と支払い利息等は、それぞれどれだけになられておられるのか、長期保有状況の問題点、解決策をお伺いして1回

目の質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。中家多恵子議員の中鶴団地の安心安全な環境づくりについて、県道直方・水巻線沿いの中鶴一丁目の自動車騒音を減らす対策についてお答えをいたします。

ご質問の道路は、平成11年度の全国道路交通情勢調査におきまして、1日当たりの交通量が約1万6,000台となっており、対向2車線、車道幅員約8.2メートル、制限速度50キロメートルの遠賀川右岸堤防の県道でございます。

議員ご指摘の騒音問題に関しましては、同様の申し立てが地域住民の方から過去に出されており、そのときに市が対応した経過がございますので申し上げます。一住民の方から騒音についての苦情申し立てがあり、自動車騒音の苦情という観点から、県にも相談をし、あくまでも参考数値であることを苦情申立人に伝えた上で、市において平成15年8月に測定を実施いたしました。

測定結果は、昼間及び夜間ともに基準値、要請限度内の数値であり、申立人へ報告をいたしました。その後、申立人は県北九州土木事務所に対しても測定を要請されており、県土木事務所は専門業者に委託し、平成15年11月に24時間測定を実施しております。

測定結果は、「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度内の数値である」とのことでありました。舗装状況も現状では問題なく、県としても対応できる余地がないとの考えでございました。速度超過に伴う騒音、あるいは暴走族が発する騒音につきましては、折尾警察署にその取り締り強化をお願いをしているところでございます。

次に、中鶴団地内道路、歩道整備についてのご質問についてお答えをいたします。

中鶴団地内は、昭和48年、現在の住宅地として開発をされたものですが、当時団地内道路については、幅員4メートル及び6メートルで形成されております。

しかしながら、団地内道路は児童の通学路にも指定されるなど、安全性の確保が不可欠なことから、昭和53年福岡県公安委員会との協議で、団地内道路の通行方向指示表示、いわゆる一方通行の指定を行い、現在は水巻町に通じる市道乗越・浄花寺線と岩瀬二丁目に通じる市道中鶴・蓮花寺線の幹線2路線に速度規制や車両規制を行うなど、住民の安全確保に努めてまいりました。

その他の団地内道路については、道路幅員が4メートルから6メートルと狭小で、歩道を設置した場合、車道が極端に狭くなるため、かえって団地内に交通障害をきたす恐れがあり、歩道の整備が行えないのが現状であります。それにかわる措置といたしまして、通学道路として指定されております中鶴70号線につきましては、路面表示の区画線により両側1.5メートルの歩行空間を確保し、歩行者と車両等を分離することにより、交通事故の防止を図っております。

今後は、限られた道路幅員の中で安全に通行できるよう検討してまいりたいと思います。

次に、暴力追放についての質問であります。議員質問の箇所は中鶴団地にあります暴力団組事務所のことと存じますが、昨日の山本慎悟議員、青木孝子議員の一般質問でもお答えいたしましたように、暴対法が暴力団員の行う暴力的行為の規制や対立抗争による市民生活の安全と平穩の確保を目的に制定されています。その中では、暴力団事務所そのものが違法ではなく、取り締りの対象になっておりません。

しかしながら、治安当局をはじめ関係団体の指導と協力にもかかわらず、県下各地で頻発する暴力行為が特に青少年に及ぼす影響は、まことに憂慮にたえないものがあります。

このたび「中間市暴力追放推進協議会」を発足をさせ、警察をはじめ多数の市民の参加のもと、中間市暴力団追放市民集会を開催をし、暴力団組事務所の撤去はもちろん、あらゆる暴力を排除することを決議いたしましたところでもあります。どのような動機があろうとも、平気で人を傷つける暴力行為は絶対に許されることではありません。「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れぬ」、「暴力団に金を出さない」の三ない運動を推奨し、中間市からあらゆる暴力とその要因をなくし、安全で住みよいまちにするために、警察や暴追センターなど、関係機関と協力をし、粘り強く運動を進めていく所存であります。

次に、中間市土地開発公社長期保有土地についてお尋ねしますとの質問についてお答えをいたします。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するため、公共事業に必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他管理等を行うことを目的に、昭和48年設立いたしました。公共事業の円滑な推進を図るには、十分な代替用地の確保が不可欠であります。移転可能な土地を当該年度のみで取得することは、財政的に、あるいは地権者との短期交渉など非常に困難を要することであり、事業用地の安定的な確保のためには、用地先行取得制度を活用し、代替用地を取得いたしましたものであります。

長期保有の用地につきましては、平成16年3月末で公有地、公有用地は、面積にいたしまして2万4,912平方メートル、坪に換算をして約7,535坪であります。また、公社全体の債務残高は12億1,957万円となっております。そのうち5年以上の長期保有用地は、5年から10年未満は1万3,003平方メートル(約3,933坪)で、また10年以上経過分は1万1,909平方メートル(約3,602坪)で、なお長期保有割合は75.1%となっており、長期保有率の上昇につきましては、前年度に比較をし、5年を経過をした事業用地が増加したことによるもので、事業の実行性を図るため、今後関係部課係と十分な連携を保ち、早期事業化に向けて検討をいたしてまいります。

また、議員ご指摘の深坂地区改良事業の取得用地につきましては、昭和59年頃、当時改良住宅建設用地として、地権者に対し買収をいたしました事業用地でございますが、諸般の都合により、用地買収交渉が難航したため、その地区は途中で事業が頓挫した経過がござ

います。

なお、長期保有土地の取得金額と支払い利息合計の内訳は、取得額7億7,333万円、支払い利息及び管理費1億7,714万円でございます。

今後、余剰地につきましては、年次的に順次買い戻し、また売却することで財政負担の軽減を図っていく所存でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

まず初めに、中鶴団地の騒音対策について再質問をいたします。

今市長答弁を聞いておりますと騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を大きく下回っているということで、県に対して対応できる余地がないという回答のようすでございますが、市長、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度、要請限度値というのは幾らかご存知でしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

松本環境保全課長。

環境保全課長（松本三千人君）

お答えいたします。

要請限度値は、昼間が75デシベル、夜70デシベルでございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

測定をしていただいた調査結果は幾らだったんですかね。

議長（杉原 茂雄君）

松本環境保全課長。

環境保全課長（松本三千人君）

お答えします。

県の方で実施された結果につきましては、昼間68デシベル、夜65デシベルでございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

松本課長にお尋ねしますが、最高裁に阪神高速道路騒音等によって訴えられたことがありますか、そのときの裁判結果はどういう形で出ておりますか。

議長（杉原 茂雄君）

松本環境保全課長。

環境保全課長（松本三千人君）

済みません。存じ上げておりません。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

どなたか分かっている方いらっしゃいます。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

大変申し訳ありません。分かってございませんので、後ほど精査をさせていただきたいと思えます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

この場合は、皆さん執行部ですよ、また控室には課長以下その他関係の幹部の職員がいらっしゃいますが、知っていらっしゃる方がいらっしゃったら呼んでください。

そこで、時間がもったいないので私質問しますけれども、皆さん、県道沿いの住民の方は、悲痛な思いを日夜しているわけなんですよ。そのデシベルが最高裁に訴えられた事件がありましてですね、そこで最高裁の判断は騒音について初めての判断を下したのは65デシベル以上の騒音被害は、受忍限度を超えているとしたというふうになっているわけです。

そしたら、今調査したところの結果は昼間が68でしょ、夜間が65デシベルなんですよ。そして、この幹線交通を担う道路に近接する地域の要請限度値というのは、今課長がお答えになられたように昼間75、夜間70なんですよ。このことが分からずして、答弁なんかできないと思えますよ。私自身も団地にいて、私は本当静かな場所にいます小学校の近所ですから。

しかし、月に1回老人会の掃除で、朝、被害者の地域のところに公園がある、そこで草引きをしますが、お互いが話してる声がわからないんですよ、そこに家があるわけですね。余談になりますが、そこに大きな御影石を敷いて、多額のお金を県がかけたのか、多分県だろうと思えますが、こういうところにどなたが屋外で座って遠賀川の景色が見られるであろうかと、いつも私どもは掃除をしながら言うところなんですよ。

この調査結果は昼間が68でしょ、夜間が65出てるんですよ。そして、世界保健機構では夜を幾らとしているかご存じですか。

議長（杉原 茂雄君）

松本環境保全課長。

環境保全課長（松本三千人君）

申し訳ありません。承知しておりません。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

世界保健機構はですね、夜の家として30デシベル以下としておるわけですよ、WHOはですね。私自身十分なことは知ることができません、恥ずかしいですけども。しかし、こういった裁判判決なんかを読まさせていただいて、いかに中鶴三区の沿線の住民がひどい状況に置かれてるかということを感じました。

あの市役所の方から芦屋の方まで、沿線に家があるのは中鶴だけなんですよ、それと浄花町の一部なんです。浄花町の一部の人は借家だったから、もうここには住まれない、夜が眠られないから引っ越したんですよ。三区の町内の方たちは、県の建てた分譲住宅として買って来たわけですよ。30年前は、本当車の量も少なかったです。そして、車の速度も40キロだったんですよ、それが50キロになったわけですよ。私自身は自転車ですから、車のことについてはよく分かりませんが、それはそのそばに立って騒音の激しさから昼間感じるわけですけども、このいろんな形で環境の基準というのは厳しくなっているわけですよ。

しかし、その騒音だけが甘くなったんですね。昭和46年までの古い基準から、今日変わった基準は、最大10デシベルも甘くなっているわけです。とりわけ、この今被害を訴えておる幹線交通を担う道路に近接する人たちに対しては、もう実にひどいわけですよ。最高裁の判決が65デシベル以上の騒音被害は受忍限度を超えてるというから、判決からいけば少なくとも70デシベルという数字は論外と言えるわけなんですよ。

そう、そういうことを認識しておれば、おのずと行政が何をしないといけないかということがお分かりになるんじゃないかなと思うわけですよ。私は、少なくとも今合併、合併でないという問題で行政も議会も日々いろいろあってあります。しかし、行政にしても議会としても存続しようとも存続しなくても、住民の要求や住民の立場に立ってする仕事はいささかも変わってはならないと思うわけですよ。

そういうことで、同じ団地にいても私の住んでいるところは、昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下とされるわけです。なぜ、同時に入ってきてね、遠賀川沿いに入った方が75昼間、夜間は70ね、要請限度値なんてこれを受け入れられますか。環境問題が、車社会の中でどこかの力によって住民は置いてきぼりにされて、我慢しろという方向

に行ってますよね。

そういう中で、住民が頼れるのは行政なんです。住民任せで交渉しなさい、今のよう  
に十分状況が分からないでは、住民の方の気持ちは分からないんじゃないかと思うんです。  
ですから、市長にお願いですが、一緒にできることからやっていただきたいと思います。

遠賀川の河川敷は子供たちも利用しているわけですよ。40キロから50キロになると  
いうことは大変危ないわけですよ。そういうことを考えますと、もろもろのことがあっ  
ても、今少なくとも市役所あたりから浄花町ぐらいまではです、あの中間大橋ですか、そ  
こぐらいまでは40キロに戻してほしいと、そういうことでの交渉を住民と一緒にしてい  
ただきたいんですが、いかがなものでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

大変認識不足で申し訳ありません、今、中家議員の質問の時間でそういった裁判事例  
等々が分かればよかったですけれども、ちょっと時間もございませんので、今後そうい  
った認識を含めて、あるいは当時と比べて車社会になってるわけでございますので、今後  
関係当局、県を含めて再度議論をさせていただきたいとこのように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

本来ですね、環境基準というからには守れる基準ではなく、私たちが快適に暮らしてい  
ける、守られるべき基準の作成がなされるべきだと私は思います。市長、どうか住民と一  
緒になって、市長は直接は行動できなくても担当の部署がありますので、住民の騒音を少  
しでも和らげてほしい、少なくとも静かに寝られるところまで、そのためにはどうしたら  
いいか、まずは速度制限から入っていくとか、その次の行動とか、そういうことについて  
は、また後ほど打ち合わせもさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしてお  
きます、よろしいでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

引き続きまして、その中鶴団地の30年もたって側溝等が破損してるということなんで  
すが、これは中鶴団地だけでなく、市内全体でこういう状況がやはり起きてると思うわ  
けですよ。先ほどの答弁にもありましたけれども、道幅が三区は狭いということです。

おのずと側溝の上を利用しますし、側溝を踏んで家に入るわけですよ。そうすると、もう  
30数年雨風にさらされてますので、側溝と側溝の間がすごくあいてるんですよ。そう  
いうことで、これにやっぱり維持補修費がかかろうかと思っておりますので、私自身が予算書見



てましたりすると、維持補修費ていうのはなかなかつけてもらえない、まあ財政が厳しいから後回しになるんじゃないかとは思いますが、私自身が高齢化時代の、自分自身が高齢化を迎えて、足元、生活道路である足元が安全であれば未然にけがも防げたりするんじゃないかな、若いときには考えなかったことを考えれば、やはり道路の、生活道路をよくしてもらいたいなど。

そういうことでは、新年度予算を編成してる時期でもありますので、市内全体を見渡した中で維持補修費を組み、そして住民が安心、安全に道路を歩かれるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

それぞれ各市内いろんな問題もあってるようでございますので、全体的に考えながら緊急措置等も含めて検討させていただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

次に、土地開発公社の件で質問させていただきます。

先ほどの答弁で、開発公社の目的を答弁されましたけれども、私はこの目的に沿って今日まで運営されてこられたかどうかには疑問です。理事長並びに副理事長いかがなものでしょうか。過去から今日までの開発公社のあり方についてですね、目的に沿ってらっしゃったでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

藤井助役。

助役（藤井 紅三君）

おっしゃるとおりの分もでございます。現在、全国でも約3,000自治体のうちの1,500ぐらいが公社を持っております。その中で問題になっているのは、当時バブルのはじける前の時代のがほとんどの内容でございます。中家議員のおっしゃるように5年以上、あるいは10年以上のものでございます。

この内容につきまして、今我々は当時の、どうしてこういうふう膨れ上がったのかというのは正確にはまだ把握しておりませんが、いわゆる言い方悪いかもしれませんが、私どもは今、後始末の時代に入っているというふう考えております。理事会におきましても、これらのことをどういうふう、早期に適正に改良していくかということが今最大の課題になっております。

その一つの理由が、原則として中家議員ご指摘のように5年以上の資産から、まず定期的に地価の評価をしながら今後の処理を図るということ。それから、二つ目が用地の一般

分譲も含めまして、用地の変更を考えて事業を、頓挫した部分を再確認をして処理をしていくということで。

それから三つ目が、もう一つは一般貸し付けも含めまして暫定処理をしたいと、この三点を目標に現在理事会の方でも、もう既に審議に入っております。

そうした中で、計画を立てて、現在12億余りの内容がございますけども、これは当面は10億以下に抑えまして、そして第2段階で5億を目指したいと考えております。そうした中で、必要があればこの推進、健全化の協議会的な仮称でございますけども、こういうものも立ち上げまして、そして将来的には公社のあり方、あるいは存続、必要なんかどうか、その辺まで含めまして検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

時間が少なくなりましたので、端折って質問させていただきますが、将来的に、私はもう昭和61年の決算の監査、監事の方の意見書を読みながら、あの62年でしたか質問したことがあります。開発公社はもう存続する必要ないと。それには今ちらっと目的みたいに開発公社の精神の第1条ですね、こう逸脱した方向で来てるから長期の塩漬け土地ができてる。

それは、私が先ほど指摘しました深坂についても、かつて工藤議員がそれを指摘し、私もさらにそれを調査し、問題を議会でも取り上げたところですね。まあ、ここにあるのは、私がちょっと新聞を拾ってみたものの開発公社がかかわった中間市の問題ですね。二、三読ましていただきますと、中間市が買収の土地家屋をただで居住続けさせる、鉱害復旧工事又貸しもということで、これは寿にあります市道21号線の関係ですね、これは私が見ました。

それから、今の深坂ですね、ここもまた開発公社が売却したが、その後も業者は管理費目的で家賃相当額を借り受け人からいただいておりますという、これは工藤議員も指摘し、私が調査してそういう形ですね。

それから、62年のとき私の質問で、中間市の払い下げた市有地が9,000万円高く買い戻したと9,000ね。2億7,000万円で購入したって、1億8,000万で売ったものをね、5年後にですねこれ西日本に載りました。これは、市有地の売却、黒い関連、これは同和団体元役員も買って、それをまたすぐ転売した。こちらは、極政会会長に売却市有地、9年後3倍で買い戻し中間市というのは、これは毎日新聞に載ってますね。

このときは、藤田市長が助役のときで、このときの談話をちょっと読んでみますと、暴力団との取り引きだったが、福祉施設のためということで決めたと、9年後3倍で買い戻してるわけですね。そして、新聞の記事の一節は、買い戻した経緯とともに、同市の都市

計画のずさんさが物語っているということ。

先ほど市長は、暴力団に対して、ちょっと今書いてメモしたからあれですよ、売らないあれですよ、金を出さない、恐れなくて言ったですよ、暴力団を利用しない、三不運動でもって暴力をなくすと言うけれども、行政がこういうことをやって、そして昨日も厳しく市長のこういう暴力団に対する対処が甘かったというような指摘もありましたけれども、中間市はこういう形で今日までやってきてるわけですよ。学校の教師が、家族を襲って集団で何ですか襲撃して来たり、それから同和団体がお金をよこせて200何十億、その中には正しいお金もあるでしょうけれどもそういう形、そういうものを私は、今中間市が合併するにしましなくても、きちっと総括を出さないといけないときだと思ふ。それでないと、本当の意味での行革はできないと思ひます。

今日、控えの部屋で課長等いらっしゃると思ひますが、昨日たばこのことについてもここで指摘がありましたが、ここにいらっしゃる方皆さんしっかりとたばこ吸わないが、あちらではたばこを吸ったりしているわけですよ。そういうことがあつてはならないと思ひます。

そういうことで終わります。

議長（杉原 茂雄君）

恐れ入りますが、持ち時間が。

議員（1番 中家多恵子君）

時間はないので残念ですけれども。

議長（杉原 茂雄君）

ないようでございますので終わらせていただきます。

.....  
議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄君。

議員（11番 井上 久雄君）

おはようございます、井上久雄でございます。

では、通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。

行財政改革について、平成8年9月に「中間市行財政改革大綱」が策定され、平成9年3月に「中間市行財政改革大綱実施計画」がたてられ現在に至っていますが、大島市長が株式会社中間市役所を掲げ、平成13年に市長に当選した後、どのような行財政改革をなされてきたのでしょうか。

大島市長は、北九州市との合併に関し、中間市は特に経常収支比率が他市よりも高く、財政が非常に厳しいと盛んに言っていました。経常収支比率が高いのは、支出において固定経費の割合が高く、自由に使える予算が余りないということです。つまり、生活保護費とかハーモニーホールなどに施設にかかる経費、職員の人件費など決まって支出しなけれ

ばならないものが支出の大部分を占めているということです。

これが高いから財政が厳しいというのは短絡過ぎますが、少なくとも市長が中間市が決定した行財政改革大綱を実施していけば、経常収支比率は今よりかなり低くなっていたはずで、例えば、実施計画にあるように組織、機構の見直しで大課制を念頭に部や課を再編し、管理職の削減を行うことを喫緊の課題として実行することになってはいますが、大島市長はこのことを実行するどころか、新たな課をつくったり、管理職を大幅に増やすなど、とても民間企業では考えられないことを行い、人件費だけでも1億円近くの損害をこの間中間市に与えてきました。

大島市長が就任したときの管理職数は、全部局で部長級12人、課長級55人、課長補佐級38人の合計105人であったのが、現在は部長級13人、課長級57人、課長補佐級47人の合計117人となっており、実に4年間で12人も管理職を増やしています。

この間、市立病院の事務方の部長を2人にしてみたり、同じ課に課長補佐もいるのに課長を2人にしてみたり、管理職だけで一つの部署をつくったりするなど、とても財政が厳しいと訴える市長のすることではありません。市長は、管理職手当をどう考えているのでしょうか。

また、近隣の市、例えば直方市と比べると直方市にない市立病院を外しても、直方市は管理職の内訳は、部長職9人、部次長3人、課長職47人、課長補佐1人の60人です。

中間市は、市立病院を除くと管理職は93人となり、直方市より実に33人も多いのです。人口も職員数も中間市よりかなり多い直方市よりも管理職員数が多いのは異常としか言いようがありません。こういう実態がありながら、就任以来管理職員の人数を増やしていったのは、行財政改革を実行する意思すらなかったと言わざるを得ません。その結果、経常収支比率が上がったのですから、それは大島市長の責任であることは明白です。

また、公用車のリース化を行うことも実施計画にありましたが、他市では市長公用車を廃止し、その分の人件費を削減しているところがありますが、大島市長は新たに市長公用車専用の運転士を採用し、費用を軽減すると言いながらエコカーも購入し、黒塗りの公用車も持ち続けるなど、極めて非効率なことも行っています。そのことをどう考え、今後どう責任をとられるのかお聞かせ願いたい。

1回目の質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

井上久雄議員の行政改革についてのご質問にお答えをいたします。

私は、これまでの間、合併の推進こそが本市における究極の行革を達成することに他ならないとの信念のもとに努力をいたしてきたところであります。

さて、議員ご質問の行財政改革に関するご質問に対する私の答弁であります。本議会

でお諮りしている合併関連議案のご賛同が得られずに単独行政を行うこととなった場合を想定をしてお答えをいたしますことをあらかじめお断りを申し上げます。

本市行政改革の取り組みの経過としましては、昭和61年5月第一次行政改革大綱を、平成7年に第二次行政改革大綱を策定いたしていることにつきましては、ご承知のとおりであります。本来であるならば、現在第三次行政改革を鋭意取り組んでいかなければならないところでありますが、北九州市との合併問題が急務の課題として浮上し、このため当該改革の取り組みが一時中断されましたことにつきましては、この場を借りてご報告申し上げます。

さて、冒頭に申し上げたとおり、単独行政を行うこととなった場合の今後の行財政改革の方針であります。私は従来から行ってまいりました自立機能の強化とともに、社会経済情勢の変化に伴い、複雑多様化する市民ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる行政組織の確立や、住民福祉の向上と活力ある地域社会の構築を図っていくといったような取り組みの強化に加え、これまでにない新しい視点での行政改革を推進していくべきだと考えております。

そこで、私の考えます新たな行革大綱は、行政面積が狭いという本市独自の地勢を生かし、住民の顔が見える行政、つまり住民自身が市政運営の一翼を担っていると感じることのできる行政を基本コンセプトに策定をする必要があるものと考えているところであります。

すなわち、市民と行政の距離を著しく縮めるための施策、一例を挙げれば各種審議委員の公募制の確立、施策を実施する場合、準備段階からのワークショップの開催や出張出前講座の開催、あるいは新たなイベントの創設など、行政運営に際してのあらゆる機会をとらえて、住民が積極的に市政に参加できる制度を確立し、住民自らが市政に参加をし、そして運営するという自覚や満足感が持てるような市政を目指していきたいと考えております。

次に、重要な案件といたしましては、財政再建問題があります。当時、当問題に関する私の見解といたしましては、先の下川議員のご質問にもお答え申し上げましたとおりであります。今後ともこれまで以上に厳しい財政運営を強いられることが予想をされます。現在、実施しております財政健全化計画は、平成17年度をもちまして完了いたしますことから、新たに策定する行政改革大綱を、その後の財政運営の指針として位置付けてまいりたいと考えております。

財政再建の基本的な考え方といたしましては、特に職員人件費の削減を中心に取り組みたいと考えております。人件費の削減につきましては、これまでも管理職手当や期末手当の削減を実施をし、一定の成果を上げてきたところでありますが、単に支給率等の一過性の減額にとどまらず、恒久的な取り組みとなるよう人件費の全体像を見据えた上で、あらゆる角度からの見直しを検討してまいりたいと考えているところであります。

しかしながら、処遇環境の低下は、行政改革の成否の鍵を握る職員自身の士気を著しく疎外することにもなり、その対策もあわせて推進する必要があります。行政改革を当初の目標どおりに達成するためには、職員自身の自覚とやる気が何よりも必要であります。

そこで、職員の士気を維持、向上しながら人件費を削減をするという、ともすれば一見矛盾する二つのテーマを同時に解決するために、人件費の見直しに連動させた新たな人事管理制度の導入を検討してまいります。具体的には、職員提案制度、人事異動希望申告制度や人事評価制度など、新しい制度導入により、これまでの年功序列の給与体系を刷新をし、職員自身の努力がそのまま評価につながる制度の確立を目指し、公務職場の活性化を図りたいと思っております。

以上が私が考える新しい行政改革の基本理念でございます。

議長（杉原 茂雄君）

井上久雄君。

議員（11番 井上 久雄君）

では、平成15年度、16年度の退職者の数と、それから採用者の数、わかりますかね今。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当課長の方からお答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

中野総務課長。

総務課長（中野 諭君）

15年度につきましては、本日数字をお持ちしておりませんが、16年度の退職者及び退職予定者の合計は、現在のところ15名でございます。採用につきましては、詳しい数字をお持ちしておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

井上久雄君。

議員（11番 井上 久雄君）

まあ、大体年間15人ぐらい辞められて、その後15人ぐらい採用される、されてきたと思いますが、今財政が苦しいと言われる市長が、この市民に言わせれば職員の多い中を退職者がやめられて次を控えたり、それから見合わせたりということは考えられなかったんでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

そういうことを重点に考えておりまして、15名、あるいは16名退職をされたからといって、そのまま後補充ということは行っておりません。職員の再任用制度等を十分に活用させていただきながら対応をしてるというのが実情でございます。

議長（杉原 茂雄君）

井上久雄君。

議員（11番 井上 久雄君）

それでは、次のちょっと質問させてください。

まあ、合併問題でずっと揺れ動いておりまして、先の10月31日に合併を問う住民投票がありました。9月の議会で議員の皆さんが、まあほとんどですね、住民投票はちょっと早いんじゃないかと。市長もその6月、9月に合併協がすべて済んでしまって、市民の皆さんに十分理解をされてから、しかやらないとおっしゃっていたのが、なぜ10月31日に無理やりなされたんですか、ちょっと理由をお聞かせください。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

予定をされました質問の要旨にはちょっと入ってなかったんでございますけれども、10月31日に住民投票をしたと、この理由は昨日も佐々木議員の答弁にも少しだけ触れさせていただきましたけれども、合併協議会が発足をしまして、最初の合併協議会の中で全体的なスケジュールを確認をされたわけございまして、そういった全体的なスケジュールを考えると、もう10月の31日が残された期間、対応を含めまして、最後の日程になるんじゃないかなと、そういった思いでこの住民投票に踏み切らさせていただいたと、これが主な理由でございます。

議長（杉原 茂雄君）

質問通告に基づいてのご質問をしてください。ありますか、井上久雄君。

議員（11番 井上 久雄君）

では、ちょっと最後に市長ちょっと個人にお伺いしたいんですが、3年半前の市長選のときをちょっと思い出してください。私の後援会の皆さんずっと参りましたね。そのときにお年寄りに明るく住みよい中間市を議員の皆さんとつくっていきますよという中で、まあ2年もしないうちに今度の問題です。

それで、私も各後援会参りますといろんなこと言われますけど、まあなるべくなら私も最初から反対しておりますので、私もうちの両親が戦後、中間の景気のいい時代ですね、炭坑の景気のいい時代に、中鶴に炭坑の長屋建てるとに住みつきました。私も25年に中間で生まれております。その思いもありまして、中間はもう死ぬときも中間で死にたいとそれぐらい思っておりますので、まあ今度も議決がありますが、私はもう当初から通したとおり反対で頑張りますんで、一応終わります。

議長（杉原 茂雄君）

はい、これにて一般質問を終わります。

日程第2．第38号議案

日程第3．第39号議案

日程第4．第40号議案

日程第5．第41号議案

日程第6．第42号議案

日程第7．第43号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、第38号議案から、日程第7、第43号議案までの補正予算6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

ちょっと一般会計補正予算第4号です。8款土木費、3目の公有財産購入に教えてください内容を。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当の方から。

議長（杉原 茂雄君）

行徳建設部長。

建設部長（行徳 幸弘君）

お答え申し上げます。

これは、平成4年度から地元並びに地元選出議員によりまして、随分懸案事項になっておりました深坂地区の福原無線から西小学校の上がり口の交差点までの約170メートル間を幅員拡張と、道路幅員拡張ということで、公社の方で先行取得してまいったものをこのたび市で買い戻すというものでございます。

議長（杉原 茂雄君）

佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

今回の補正予算、一般会計補正予算で歳入においては、地方交付税、補助金等が削られ、その穴埋めに基金からの繰り入れ、そして市債からの借り入れということで埋めてるわけですが、今中間市は15年度から17年度まで緊急財政健全化計画のなさかにあります。



その中で歳出においては、生活保護費、民生費の中で生活保護費及び土木費が非常に増えてることが目立つわけですが、この生活保護費、これを抑制、これ国からの補助金が削られ1,600万ほど削られたということはわかりますけれども、さらに抑制するために今まで対策をやってきたのか。そして、土木費において趣旨報告の中で深坂地域での土地購入ということは聞いておりますけれども、この2億の土地購入ですね、にこのような緊急財政健全化計画のさなかに（発言する者あり）これを控えることができなかったのか、ちょっとそこら辺ところをお聞かせください。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

深坂線の件につきましては、もうかって中間市始まって以来の大変な懸案事項でございまして、ここをきちんとすることで住民の皆さん方、あるいは学童を含めて安全な道になるということもございまして、大変厳しい経済情勢の中ではございますけれども、優先順位を上げて実施をさしていただいたとこういうことでございます。

あと生活保護等との関係については、担当の部の方からご説明をさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

お答えいたします。

生活保護費のいわゆる対象者が増えてると、これは皆さんご承知のように、今リストラ等で非常に生活が苦しいといった中での生活保護者の申請等が増えております。これを抑制するちゆことはですね、まあいわゆる最低生活でございまして、そういったのをきちんとした調査の中でやられて、生活保護で該当するということになれば、それを抑制するちゆことはできないと思います。

それと、委員会の中で言われてるのはですね、生活保護費の中で医療費が非常に伸びておるといご指摘がっておりますけれども、いわゆる生活保護になれる方は病気とかそういったことでお見えになって治療されるわけでございますので、まあ医療費が特に生活保護費の中で費用としては多く占めております。

それと、生活保護費の補助金、国庫補助金ですね、これは三位一体改革の中で17年度は一応検討するということで先送りになっておりますので、現在の補助率が4分の3が最終的には2分の1になるとかいうお話もございましてけれども、17年度までについては、まあ現行のものの4分の3というふうな情報が入っております。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております補正予算6件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 . 第 4 4 号議案

日程第 9 . 第 4 5 号議案

日程第 1 0 . 第 4 6 号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第8、第44号議案及び日程第10、第46号議案までの市道路線関連3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております市道路線関連3件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の建設水道委員会に付託をいたします。

日程第 1 1 . 第 4 7 号議案

日程第 1 2 . 第 4 8 号議案

日程第 1 3 . 第 4 9 号議案

日程第 1 4 . 第 5 0 号議案

日程第 1 5 . 第 5 1 号議案

日程第 1 6 . 第 5 2 号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第11、第47号議案から日程第16、第52号議案までの規約等6件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております規約等6件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより規約等6件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第47号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第17．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において佐々木晴一君及び片岡誠二君を指名いたします。

・ ・

議長（杉原 茂雄君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

午前11時08分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            杉   原   茂   雄

議 員            佐 々 木   晴   一

議 員            片   岡   誠   二